



県たばこ税

この税金は、たばこの消費に対して課されるもので、たばこの販売価格に含まれています。

納める人

たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業株式会社や卸売販売業者などが県に納めます。

納める額

製造たばこの本数1,000本につき、1,070円。

申告と納税

日本たばこ産業株式会社等が、当月分を翌月末日までに申告して納めます。

【豆知識⑩】たばこ税の内訳

たばこの代金には、たばこ税（国税）、たばこ特別税（国税）、県たばこ税（県税）、市町村たばこ税（市町村税）、消費税（国税）、地方消費税（県税）が含まれています。

たばこ1箱（20本入り・580円）あたりの県たばこ税は21.40円です。

県たばこ税や市町村たばこ税は、たばこが販売された県や市町村の収入となって、みなさまの暮らしに役立てられます。

たばこ (20本入り580円)	
原材料・利潤など	222.40円
国たばこ税	136.04円
県たばこ税	21.40円
市町村たばこ税	131.04円
たばこ特別税(国税)	16.40円
消費税・地方消費税	52.72円

※令和8年4月現在の税率